

給付金のお知らせ

★追加給付！

住民税非課税世帯特別給付金（1世帯当たり7万円）

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯を対象に7万円の追加給付を年内に開始します。

○対象

令和5年12月1日基準日時点で砂川市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯（生活保護世帯を含む）の世帯主
※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外。

○支給方法

「確認書」の返送や申請手続きは不要です。市が対象者へ振込先口座などを確認するための通知書を順次郵送しています。通知書の発送からおおむね2週間後に振り込みます。

○受給辞退など

受給を辞退する場合や口座の変更、新たに口座を登録する場合などは届け出が必要となります。届出書類は市ホームページでダウンロードできるほか、社会福祉係（1階13番窓口）にて配付します。

・・・特別な配慮を必要とする方への対応・・・

DV（配偶者暴力）などを理由に避難している方で、基準日において砂川市に住民登録がないものの一定の要件を満たし、避難者（その同伴者含む）が住民税非課税世帯に該当すると認められた場合、受給権者として支給を受けることができます。

☎社会福祉係Tel 74-8103

★市独自対策！

砂川市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金

○対象

令和5年12月1日現在において市内で医療・介護・障がい者支援などのサービスを提供する事業所を運営する方

※対象の方には申請書類を市から直接送付します。

※給付額などの詳細は送付する案内をご確認ください。市の給付基本額は、北海道医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金支給事業の定める単価に基づき算出します。その他、入所などに関わる一部施設は燃料費などの影響額に応じて加算額の給付があります。

☎介護保険係Tel 74-4182

給付金を装った詐欺にご注意ください！

本給付金支給にあたり、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振り込みを求めることは、**絶対にありません**。不審な電話などがかかってきた場合には、迷わず警察署（または警察相談専用電話#9110）、市役所へご連絡ください。



国民健康保険税の

産前産後免除制度が始まります



令和6年1月1日から、出産する国民健康保険被保険者（出産被保険者）の産前産後期間にかかる国民健康保険税の所得割額と均等割額が免除されます。

●**対象** 出産日（出産予定日）が令和5年11月1日以降の出産被保険者

●免除となる国民健康保険税

出産予定日または出産日が属する月の前月から翌々月までの4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から翌々月までの6か月間）分に相当する出産被保険者にかかる国民健康保険税の所得割額と均等割額

※令和5年11月1日以降に出産する出産被保険者から対象となりますが、国民健康保険税の免除対象月は同6年1月からとなります。

（例）令和5年11月出産の場合→同6年1月分の国民健康保険税を免除

●**届出** 出産予定日の6か月前から市民税係（1階2番窓口）にて届出可

●持ち物

- 対象者の母子健康手帳、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 世帯主の本人確認書類
- 届け出者の本人確認書類

☎市民税係Tel 74-4864